

「福祉心理士」資格認定細則

第1条 「福祉心理士」資格認定制度規則第3条による資格要件は、本細則の定めるところによる。

第2条 資格認定を申請できるのは、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 本学会の正会員ないし準会員であるもの。
- (2) 学校教育法に定められた大学、大学院等で別表に定めた科目を履修し、必要単位を修得し、卒業または修了したもの。

第3条 本学会の会員で、すでに社会福祉施設等での実務経験を3年以上もつもので、大学等で指定科目を修得、あるいは、本学会研修会で指定科目の必要単位を修得したものは、所定の手続きで資格認定を申請することができる。

第4条 本学会の会員で、福祉の現場で凡そ10年以上にわたって相談、検査などにあたった経験があるもので、福祉に関係する心理相談、心理検査、心理指導 あるいは心理療法などを行ったケース報告の提出により資格認定を申請することができる。

第5条 本学会の会員で、本務校において福祉心理学関連科目を担当する大学等の教員は、所定の手続きで資格認定を申請することができる。

第6条 第2条の(2)に定める科目の単位修得は以下の通り行われる。

- (1) 別表をもとに、当該科目の内容を含むかどうかを判断し、各大学等で異なる科目名称にはとられない。申請に必要な単位数は32単位とする。

第7条 本細則の改正は、日本福祉心理学会理事会の承認を得るものとする。

付 則 本細則は平成20年7月20日より実施する。

